

弁証法的矛盾概念と矛盾律の関係

—— クリスティーナ・エンゲルハルト氏の矛盾論について

島崎 隆

一 問題提起と経過説明

広く弁証法と形式論理学の関係の問題、また弁証法的矛盾は形式論理学の（無）矛盾律（以下、矛盾律と表記する）を侵すのかどうか、そもそも弁証法的矛盾とはどういうものかなどという問題は、かつて激しく論争されてきたものであった。実は私も、これらの問題に関して多くの論文を書いてきた*1。『ヘーゲル弁証法と近代認識』という著作において、「矛盾律を笑いとばすヘーゲルは、単に形式論理学の矛盾律を誤解ないし曲解しただけなのだろうか、それとも、ヘーゲルは論理を超越した非合理主義者なのだろうか。——ここに私は解きたい、わけのわからない難問を見いだしたのである」と問題提起したこともあった。「矛盾」はヘーゲル弁証法の核心的概念であるとともに、それは同時に、弁証法の「アキレス腱」でもあり、この問題が十分に説明されないと、いつまでもヘーゲル哲学は論理的に認知されないことになるだろう（以上、[島崎 1993a, 22, 318]）。

さて、去る二〇〇九年三月六日に開催されたヘーゲル学会のシンポジウム「ヘーゲル体系の見直し」において、クリスティーナ・エンゲルハルト氏（Christina Engelhard, Köln）によって「ヘーゲルの体系における矛盾の問題 Das Problem des Widerspruchs in Hegels System」と題された報告がなされた。まさにさきの問題がここで再論されたのであって、この難問に氏はあらたに火を付けたかたちになった。私は会場で、氏に個人的に質問をして、のちほどメールであらためて質問やコメントを送ることを約束した。さらにまた、続いてヘーゲル論理学研究会で、同年三月一六日に、中畑邦夫氏によって、エンゲルハルト氏の報告の翻訳と紹介がなされ、そののちに議論がおこなわれた。私はこの研究会後に、氏にメールを送り、ヘーゲル論理学研究会における議論の内容も簡単に紹介しつつ、いくつかの質問ないしコメントをおこなった。何回かメールのやりとりがあったが、氏は簡単には答えられない問題なので、のちほど回答したいということを述べて、それ以後メールの交換は中断したままになっている。さらに、ヘーゲル論理学研究会の雑誌『ヘーゲル論理学研究』が出版され、そこで中畑氏の訳とコメントが掲載され、あわせて加藤尚武氏の論文も発表された*2。

以上が当該の問題の展開状況に関する経過説明である。

なお私は、エンゲルハルト氏の報告に関して、かつて本雑誌にコメントを書くように依頼されたが、体調の不良もあって、断念せざるをえなかった。今回遅ればせながら、論評を試みた次第である。当該問題に関しては、周知のように日本では膨大な蓄積があり、私もその渦中に身を置いてきたわけである。ここでは、そうした業績を大幅に総括することはできなかったが、さきに引用した私の著述群は、そうした達成をできるかぎり念頭に置いて書かれている。今回は初発的な議論でお許し願いたい。

以下では、エンゲルハルト氏の報告の内容を必要なかぎりで紹介し（以上、第二節）、そののちに、氏にたいするメールでの私の質問やコメントを紹介する（以上、第三節）。さらに続いて、氏にたいする中畑氏、加藤氏の論評についてもコメントしたい（以上、第四節）。そして、当該問題の解決の前提として、形式論理学の矛盾律について批判的に検討することが必要であるので、その問題を論じたい（以上、第五節）。そのさいとくに、カントの「実在的対立」の概念やヘーゲルの「論理的なものの三側面」について考察することが有益なので、それについて展開する（以上、第六節）。そして以上を踏まえて、最後に、ヘーゲルの弁証法的矛盾とはどういう性格のものか、さらにそこから、矛盾律などをどう批判的に基礎づけるかを明らかにしたい（以上、第七節）。もちろんヘーゲルらの弁証法的矛盾に関しては、さらに述べるべきことが多々あるが、本稿では、以上にとどめたい。

二 エンゲルハルト氏の報告の紹介

以下では、エンゲルハルト氏の当日の報告（独文）および中畑氏の翻訳に依拠して、必要なかぎりでその主張を紹介・検討したい。

エンゲルハルト氏は報告の冒頭において、ヘーゲル弁証法の二つの要点を示した。それは、①概念、カテゴリーが、それ自身のなかに矛盾（自己矛盾）を含む、②概念、カテゴリーが真なる矛盾（wahre Widersprüche）の性質を帯びるということである。このさい、①に関して、単に概念のみではなく、世界の客観的現実が基本的に「自己矛盾」的な存在であると敷衍してもさしつかえないだろう。そして①の「自己矛盾」の承認と②の「真なる矛盾」の承認とは、基本的に同じとみなしていいだろう。後述するように、ヘーゲルでは、矛盾の根本は内的矛盾であり、他者同士の矛盾・対立・抗争・衝突は、この内的矛盾からの派生物だからである。以下氏は、形式論理学の矛盾律や現代の数学的論理学の達成をつねに念頭に置いて議論を進める。当該報告の第一節では、形式論理学の分野からする

と、矛盾とはある命題とその否定との連言であると述べられ、ヘーゲルの弁証法的矛盾が矛盾律に衝突するように見えることが指摘される。そしてまた氏は、数学的論理学のレベルでは、排中律が妥当しなくても矛盾律がやはり妥当する場合があることを強調する*3。そのさい、氏は「矛盾からはあらゆることが帰結する Ex contradictione quodlibet. 」という命題に注目し、こうした矛盾の存在は「爆発」を導くと述べた。さらに、現代の数学的論理学の議論が紹介される。第二節では、ヘーゲルの「否定」が「規定された否定 b estimmte Negation 」であることを氏は述べつつ、そうした否定が形式論理学の否定の否定とは異なるという。さらに氏は、『大論理学』本質論の反省規定である「矛盾」の考察に向かう。そこで、対立・矛盾における「肯定的なもの」と「否定的なもの」について説明され、ヘーゲルは「真なる矛盾」がここで生ずることを明らかにしたとされる。この意味で、「肯定的なもの」と「否定的なもの」は、ともに「絶対的矛盾」である。第三節では、こうしたヘーゲルの見解について、三つの解釈が示される。

- (1) 「真なる矛盾」がまさに存在するのであり、ヘーゲルは弁証法のもとでその事実を主張した（デュージングの見解）。
 - (2) 矛盾は単に悟性的思考のみに現れるのであり、高次の弁証法的・理性的思考では論理矛盾は侵されない（矛盾は現れない）。
 - (3) 弁証法とは、有限な思考で生じた、見かけ上の矛盾を解消するための方法であり、結果として、弁証法は矛盾律を侵してはいない（ピンカード、ブランダムの見解）。
- こののちに、氏は各見解を吟味し、さらなる「挙証責任」を追求する。

(1)では、ヘーゲルの思弁的思考が整合性を欠いているという非難にたいしてどう弁明するのかという問題が残る。(2)では、形式論理学の考えとは整合するものの、思弁的思考でもはや矛盾がないとすれば、概念、カテゴリーの発展の原動力はどう規定されるのかという問題が残る。(3)もまた、形式論理学の考えと整合するし、さらに、矛盾解消の力が概念の展開の原動力となっている。だが第一に、そうすると、矛盾は結局、見かけ上のものになってしまうが、絶対知の領域で形成されるはずの論理学では、そういうことは不自然である。第二に、そうすると、各概念には、見かけ上の意味と矛盾解消後の意味と、二つの意味があることとなるが、しかしヘーゲルでは、この二義性を統一するところに思弁的思考が現れるはずである。

以上の吟味ののちに、氏は、(1)がもっとも妥当ではないかと示唆する。第四節では、こうした難問に現代の論理学がいかに寄与できるのかを探る。そこでとくに注目されるのは、

グレアム・ブリースト『思考の限界 Beyond the Limits of Thought』などにおける、矛盾許容型の論理学である。または量子論理学である。そこでは、矛盾律などの論理的原理は、ある種限定性を被る。以上のようにして、氏によれば、こうした新しい論理学を思弁的思考と媒介して、新しい意味論や存在論を構成することが展望できるのである。

三 エンゲルハルト氏への質問・コメント

以上がエンゲルハルト氏の報告の、必要なかぎりでの要約である。さて、氏の報告では、大きく分けて二つの問題が提起されたように思われる。

(1) 本稿冒頭で述べられたように、ヘーゲル的な弁証法と形式論理学の関係の問題、また弁証法的矛盾は形式論理学の矛盾律を侵すのかどうかという問題である。さらにまた、そもそも弁証法的・現実的な矛盾とはいかなるものであり、それを概念化することによって、現実がどのように、深く、鋭くとらえられるのか、という問題である。

(2) 現代の数学的論理学（記号論理学）の記号装置、定式化装置は、ヘーゲル的な弁証法的矛盾や、広く弁証法的論理学のカテゴリーを正確に規定できるのかどうか、という問題である。もしそれが可能ならば、もともと難解で曖昧になりがちな弁証法的な議論は、これ以後、数学的論理学の記号化・定式化の助けを借りて正確に展開されることになるだろう。

エンゲルハルト氏の報告では、(2)の問題も大きく取り扱われていたが、以下において、私はおもに、先決問題とみなされる(1)について議論したい。

さて、私は氏とのやりとりのなかで、自分の修士論文が「ヘーゲル矛盾概念に関する一考察」というものであり、とくにそれは、ヘーゲルの反省・反省規定、とくに対立概念、矛盾概念の詳細な検討をおこなったものであることを告げた。そののちに、私は一般に、ほぼ次のように述べた。

あなたの報告のなかの数学的論理学の説明に関する部分を、私は十分に理解できなかったのですが、ヘーゲル論理学研究会の参加者全員はほぼあなたの報告内容をかなり興味深く感じたようです。ヘーゲルの矛盾論の従来の解釈に関するあなたのまとめは、私にはきわめて啓発的で、かなりの程度説得的でした。このようにして、私たちはこの問題についての有益な展望をもつことができました。ヘーゲル論理学研究会における議論を踏まえつつ、以下では、疑問点をいくつか提示したいと思います（内容は少し変えてある）。

(1) 私たちは残念ながら、あなたの報告における、ヘーゲルの矛盾概念と数学的論理学の成果との関係の問題をまだ十分に理解できていません。つまり、数学的論理学の成果は、ヘーゲル矛盾論を解明するのにいかに役に立つのか、という問題です。私たちはこのように、さらに質問をしなければなりません。あなたはプリーストや "parakonsistente Logik" などの成果にたしかに言及し、それを示唆していますが、それ以上に結論的な展開はしていないようです。あなたがご自分の考えをさらに具体的に展開していただければありがたいと考えます。

(2) あなたの報告の最初にある「真なる矛盾」とは、あらためてどのようなものでしょうか。そのことも、私たちの間で議論されました。私の考えでは、まずそれは、ある意味で形式論理学の規則を侵すような論理的矛盾に妥当すると思います。つまりそれが本物の「矛盾」であるというわけです。そして、そうした「矛盾」が、偶然的・一時的に存在するというのではなくて、まさに現実の本質を構成するものとして存在するというわけです。しかしここで、あなたが十分に理解しているように、そのような「矛盾」が果してこの世界に現実的に存在すると断定していいのかということが、ただちに問題となるでしょう。論理学者でもあるヘーゲルが実際に、こうした矛盾観をもっていたのでしょうか。というのも、形式論理学における矛盾律を遵守することなしには、ひとはけっして合理的に考えることができないと思われるからです。したがって、弁証法家ヘーゲルにおいても、事物の認識において発生する矛盾は、何としてでも解消されるべきでしょう。だから私は、当時あなたに以下のような質問を提起しました。

すなわち一方において、弁証法家は本物の「矛盾」が事物の内部に存在するという何を何らかのかたちで認めねばならないでしょう。そうしなければ、それは、形式論理学を根本的に超える新しい論理学という資格をもてないでしょう。だが他方で、すべての合理的な思考が守るべき規則としての矛盾律が弁証法的思考においても遵守されないとすれば、おそらく弁証法家は自分の認識を明確に合理的なかたちで表現することはできないでしょう。この点で、ヘーゲルは、事物、自己、概念などといわれるものが、「自己自身にたいして矛盾的なものである」と述べつつ、だが同時に、それらのものが「解消された矛盾」でもあると付言しています (WdL2, S. 79. 中、82頁)。私の見解では、それ自身矛盾をはらんでいる、こうしたパラドキシカルな表明そのものを引き受けることが、ヘーゲルの矛盾概念を解明する鍵となると思うのです。それが、あなたにたいする当時の私の問題提起でした。つまり、ヘーゲルによれば、現実の事物や思考は、自己矛盾的存在であると

ともに、その矛盾を解消しているというのです。この問題をアンチノミー問題として正当に立てることが、第一の必要条件であると私は考えます。

(3) あなたは結局、第三節で示された三つの解釈のうち、デュージングの提出した第一の解釈（ヘーゲルの矛盾は「真なる矛盾」である）を受容されたようです。しかしそれはまだ、説得的ではないようです。というのも、三つの説の各々に長所と短所があるようにいわれているからです。それどころか、あなたが果して(1)の解釈を受け入れたのかどうかも、どうも私にははっきりしません。なぜなら、まさにこの種の問題をめぐって、あなたが問題提起をされているからです。上記(2)ですでに述べたように、弁証法家といえども、合理的に考えようとすれば、形式論理学と矛盾律にともかく従わなければなりません。しかし他方、弁証法家は、弁証法的論理を基本的に正しいとするかぎり、形式論理学と矛盾律をある意味で（根本的に）批判しなければなりません。まさにこれこそパラドキシカルな問題です！

(4) あなたは報告の最後で、存在論と意味論の新しい考えを提起されました。それは興味深い方向です。そこでは、ヘーゲル的な思弁的思考が現代論理学の成果と結合されて、より説得的な世界認識のあり方と方法論が展望されているようです。ヘーゲルの矛盾論との関連で、あなたがこの新構想をさらに展開されるならば、とてもありがたいことです。というのも、あなたは、問題の解決を最後の第四節に委ねたのですが、この矛盾論のむずかしい問題を、あなたはご自分の報告の最後になっても十分には解決していないように、私には思われます。それが私たちの印象です。

(5) 日本では、かなり長い間、ヘーゲルの矛盾概念と矛盾律の関係の問題など、この種の問題について集中的に議論されてきました。この論争は、すでに大戦後に、おもにマルクス主義的ないし唯物論的陣営においてなされましたが、そのなかにはヘーゲル研究者、分析哲学者、プラグマティズムの研究者なども参加しました。それはまず、一九五〇年代初頭、ソ連、東独などでおこなわれた「論理学論争」*4の輸入から始まり、七〇、八〇年代にまで集中的に続行されました。しかし、現在ではもはや、こうした論争はほとんどおこなわれていません。当時はヘーゲルのみではなくて、マルクス（『資本論』）、エンゲルス（『反デューリング論』『自然弁証法』）、レーニン（『哲学ノート』）などに即しても激しく論争されました。ヘーゲルのみでなく、こうした弁証法的な革命家たちが議論に引き入れられたということは興味深いことです。というのも、彼らはリアルで深い現実認識を獲得しようとして、ヘーゲル弁証法も批判的に摂取しようとしたからです。マルク

スは、みずからをヘーゲルの弟子であるとすら公言しています。あなたはこうした論争の傾向をどのように受け取られるでしょうか。

以上が、私の質問の骨子である。私は、まだエンゲルハルト氏から、最終の回答は頂いてはいない。そして、以上の議論でおおむね、私の問題意識もかなり出ていると思われる。実はこうした論争がなぜ終息したのかといえ、弁証法的矛盾と矛盾律の関係如何というような問題が、あまりにも思弁的すぎてスコラ的でもあるとして、他の人々から批判されたからである。たしかに、こうした議論は始めると、実はきりがなく細かくなってしまいがちであるので、いかにしたら豊かな現実認識を獲得できるのかということをつねに念頭に置いておこなわれるべきではないかと思われる。

四 中畑氏と加藤氏へのコメント

以下では、続いて中畑氏、加藤氏の見解にたいして言及したい。

中畑氏は、エンゲルハルト氏の報告を丁寧にまとめてくださったと思われるが、中畑氏も、エンゲルハルト氏の報告の第三節で提示された三つの解釈のうち、「第一の解釈が妥当だと考えておられるということ、〔エンゲルハルト氏は〕本講演では示唆されているのみである」*5と指摘する。これはたしかに、私の印象と同じである。エンゲルハルト氏は、まだ確定した答えを用意してはいない。なお中畑氏は、さきの『ヘーゲル論理学研究』で、プリースト『思考の限界を越えて Beyond the Limits of Thought』の紹介をおこなっていて参考となる*6。その紹介によれば、プリーストは当該のヘーゲル解釈の箇所では、難解な記号の羅列をしているわけではなく、意外と親しみやすい展開であるという。そしてとくに、ヘーゲル論理学の有論における「悪無限」から「真無限」の展開の箇所が、そこで扱われているとされる。私は残念ながら同書を読んでいないが、プリーストが「潜在的無限」「生成された無限」などに言及するとき、それはまさに、数学基礎論における直観主義や構成主義の立場によって扱われる事柄と同じであると実感した。というのも、自然数の系列において「無限」が考えられるとき、その系列はけっして完成することはないが、私たちはその無限を何か一定の与えられたものとみなしている。しかし厳密には、その無限は、計算をする私たちにとって、生成し続ける無限の数列でしかない。あるいはその数列は、潜在的な無限でしかありえない。こうした構想から、新しい数論が構想されるだろう*7。たしかにここには、ヘーゲルの弁証法的な数や量に関する構想と絡み合う問題が存在する。

さて加藤氏は、エンゲルハルト報告のいい所と悪いところを腑分けする。

加藤氏によれば、エンゲルハルト報告は、「過去の論点整理の仕事」*8として非常にすぐれているとされる。それは、エンゲルハルト報告の第三節における三つの解釈の箇所である。たしかに私もこの点に注目し、その点に関してエンゲルハルト氏に向けて質問したのであった。私見では、エンゲルハルト氏の慎重で含蓄のある報告において、明快に展開されたのは、とくにこの解釈の箇所であったと思われる。その点で加藤氏の指摘に賛成したい。だがいうまでもなく、エンゲルハルト氏がこう分類したのちに、明快な解決の方向を示していないことは、いままでに明らかである。

また加藤氏によれば、エンゲルハルト報告の悪い点は、「研究の今後の方向づけとして、多値論理学や直観主義の数学基礎論とヘーゲル弁証法との接点を追求するという誤った姿勢を見せている」*9という点である。たしかにこの意味で、ヘーゲルの矛盾概念や弁証法に関わる問題の解決のために、現代の数学的論理学や数学基礎論の成果に安易にたよることは、事態を混乱させる、誤った方向性であると思う。

まず第一に、問題を十分に論ずるために、記号化の試みに安易に依拠することなく、本質的な議論を展開するべきであろう。記号化の試みがなされたとしても、最終的にはそれを内容的にどう解釈するかという問題がかならず出てくるのである。そのさい、その主張を十分に基礎づけるためにも、そして数学的論理学に期待する論者を納得させるためにも、そもそも数学的論理学などの本質とその限界を探ることもまた必要となるだろう。この点では、私見では、数学的論理学は従来の伝統的論理学の限界を克服したとはいえ、形式論理学の高次の新形態にとどまり、それは基本的かつ原理的に、「内容的論理学」であるはずの弁証法的論理学の限界を超克するような立場を獲得できてはいない*10。かりにもしそうならば、安易に数学的論理学やその記号化の試みに依拠することは、十分ではないはずである*11。

第二に、以上のことを基本前提として、あくまで従属的にであるが、問題解決のために、数学的論理学などの成果を利用することはけっして無益ではないと思う。それは認識成果の明快な定式化に役立つだろう。だが、そうした作業はあくまでも副次的であり、上述のように、そこに過度な期待はもてない。数学的論理学、数学基礎論などに関心をもつことは、かえって、そこから弁証法の有効性に道を開くことになる。そこから、ヘーゲル自身の量論、数学論などの現代的評価もあらためて可能となるだろうし、これらの領域の弁証法的考察も自覚的におこなえることだろう（事実そうした研究動向は続いてきた*12）。

さらに加藤氏は、ヘーゲル弁証法の存在論的イメージを喚起したのちに、ヘーゲル論理学のテキストをサーベイし、「矛盾」とされている事例のなかで、見かけ上の矛盾と見られるものと、本当に論理的に矛盾しているものとを区別し、後者について吟味するという「研究手順」を示した。そして最後には、同義的な意味で、「XはAであり、かつAでない」が真理であるという事例は、ヘーゲルでは存在しないと結論づけている*13。これは、エンゲルハルト氏のいう「真なる矛盾」は、ヘーゲルでは存在しないということを意味することになるのだろうか。私はさらに、この問題をのちほど吟味したいと思う。

五 矛盾律の批判的検討

(1) 矛盾律の意味

以下では、弁証法的矛盾は矛盾律を侵すのかどうか、弁証法的矛盾とはそもそもどういうものかを考える前提として、形式論理学の矛盾律の批判的検討をおこないたい。私が「批判的」と形容したのは、矛盾律をまったく自明なものとして、弁証法的立場も遵守すべきだと単純に前提しないからである。

すでに私は、ヘーゲル的な矛盾概念を評価するさいに、それが矛盾律を侵すとともに侵していないというかたちで、アンチノミー問題として問題設定をすべきだと提唱した。いうまでもなく、こうした問題設定は、カント『純粋理性批判』の弁証論において、世界は時空の面から有限か無限かから始まり、神的な必然的存在体は実在するのか否かと、四つのアンチノミーとして提起されたものであるが、それは、当時の形而上学における「果てしない闘争の戦場」*14に深刻なかたちで出現せざるをえなかった問題群であった。私は、弁証法的矛盾は矛盾律を侵すのかどうかという当該の問題も、それだけの深刻さをもったものであるとみなし、またこのようにアンチノミー的に定式化されてこそ、解決の方向性が正しく定まると考えたい。実は、すでにエンゲルハルト報告においても、弁証法的矛盾は矛盾律を侵すとも侵さないとも、それぞれ単純に一方的なかたちで主張できないことが暗示されていたと思われる。

こうして単純に、弁証法的矛盾は矛盾律を侵さないという側から立論しても、逆に端的に、弁証法的矛盾は矛盾律を侵すという側から立論しても、双方ともそれぞれ反対の立場からただちに論駁されてしまい、問題解決の方向へ合理的に向かわないと思われるのである* 15。だから、私はまずこの双方の主張の一定の合理性を容認したのちに、なぜそうし

た主張が生ずるのかについて留意しつつ、問題を解いていこうと思う。

そしてその本題にはいる前に、最低限ここで、矛盾律の批判的検討をおこないたい。そもそも一般に、「矛盾律」は、「同一律」「排中律」と並び（私見では、「充足理由律」は少しこれらと異なる性質をもつと考えられる）、伝統的形式論理学の「思考の原理」のひとつとされ、論理的に思考するさいには、最低限守らねばならない自明の原理とされている。

なぜ矛盾律を遵守する必要があるのか。このことを、エンゲルハルト氏が出した「矛盾からはあらゆることが帰結する *Ex contradictione quodlibet.* 」という命題からまず考える。これは、ポーランドのすぐれた論理学者であるヤン・ルカシェヴィッチによれば、ドゥンス・スコトゥスがすでに発見した命題である*16。これは、形式的な矛盾を含む命題からは、任意の命題が帰結するということを意味し、形式論理学からすると、正しい命題として証明されている。近年では、カール・ポパーが論文「弁証法とは何か」で、この命題について詳細に論証している*17。これは私見では、 $(p \wedge \sim p) \supset q$ （ p 、 q は任意の命題、 $\wedge$ は「そして（連言）」、 $\sim$ は「でない（否定）」を表す）として定式化されるだろう。 $p \wedge \sim p$ は、論理的矛盾の状態を表す。たしかに、この命題が正しいとすれば、この任意とされる命題 q はまったく相反する内容をもとに含む可能性があることから、より正確には、矛盾した命題からは、何も一義的に確定的したことはいえない、ということになるだろう。通例、数学的論理学、数学などの形式化された体系では、こうした矛盾（非両立）の命題がともに現れれば、その体系は崩壊するといわれる。

しばしばその範型として出されるように、アリストテレス『形而上学』ではいくつかのかたちで矛盾律が定式化されている。一例を出すと、「同じもの[同じ属性・主語]が同時に、そしてまた同じ事情のもとで、同じもの[同じ基体・主語]に属し且つ属さない、ということは不可能である」といわれる*18。エンゲルハルト氏が出した事例からすると、「バラク・オバマはアメリカ合衆国の大統領であり、かつ、バラク・オバマはアメリカ合衆国の大統領ではない」という主張に関しては、このなかの二つの命題が同時に、同じ意味でいわれれば、この二つの矛盾する命題のうち、どちらが真であるのかがただちに問われることになる。したがって、ここで矛盾律に従う場合、その内容の成否は問われず、思考の首尾一貫性ないし整合性がまず問われる。ここでは、最低限の思考規則（思考の原理）としての矛盾律が適用される。だから弁証法といえども、その具体的内容の問題は別として、この意味での矛盾律を遵守しなければならないだろう。だが逆にいえば、ここでの矛

矛盾律は、そこで命題に盛り込まれる現実的内容については、無関与でいなければならない。つまり思考の内容は、ここでは捨象されている。これがまさに形式的論理学や矛盾律の第一の趣旨である。

(2) 矛盾律と空虚な悪循環

矛盾律の性格規定に関するわかりやすい例は、古代ギリシャにおけるゼノンのパラドックスである。その一例は「私は嘘をついている」という命題であり、もしその人が本当のことを語っているのならば、言葉どおり嘘をついていることになる。さらに、もしその人が嘘をついているのならば、「私は嘘をついている」という命題は否定されなければならない、その人は真を語っていることとなるだろう。ここでは、この「私は嘘をついている」という命題の真偽が確定されない。どちらの条件を取っても、その逆の内容が出現する。いわばここで、空虚な悪循環（真ならば偽、偽ならば真、真ならば偽…）が存在し、命題の真偽が確定する条件が欠如している。実は「私は嘘をついている」という命題において、そこで問題とされるべき嘘の内容が別に存在せず、「私は嘘をついている」という命題そのものがその吟味されるべき内容自身となっているので、ここでパラドックスが生ずるように、仕掛けが施されている。いずれにせよ、矛盾律が禁ずるのは、こうした空虚で無内容な悪循環である。

弁証法を言語現象と結合してゆたかに展開したローベルト・ハイスは、興味深い戯れ歌的事例を出す。「明るい月夜でまっくらだ。緑の野原の雪の原。車がのろまにまっしぐら。町かど曲がって行ったとさ。…」*19 この主張に含まれる命題群は、ほとんどつねにその内容が一義的に確定しない。「明るい月夜」であると了解した途端、「まっくらだ」と引っ繰り返される。「まっくらだ」が肯定されるかと思えば、「明るい月夜」も依然として否定されているわけではない。さらに、「緑の野原」と「雪の原」も非両立のかたちで並立し、不確定である。同様に「車がのろまに」走っていると了解すれば、「まっしぐら」に進んでいると引っ繰り返される。しかも「まっしぐら」のはずの車が「町かど曲がって行っ」と、これまた否定される。しかも、「まっしぐら」に進むという命題も依然として否定されたわけではない。次々と命題の内容が引っ繰り返され、否定されるので、認識の内容が一義的に確定せず、私たちは矛盾背反する二つの命題の間をぐるぐる循環することになる。二つの矛盾背反する命題の中間で、不確定のかたちで、私たちは立ち尽くすしかない…。ここでは矛盾する二つの命題のいずれかが取り下げられなければ、矛盾律的思

考は満足しないだろう。あるいは、同じ条件のもとでいわれたのではないと弁明されなければならない。弁証法家といえども、この戯れ歌にはすぐれた弁証法的内容があるとはいえないだろう。

弁証法的認識も定式化された命題的表現とみなされると、同様なことがいわれるべきだろう。たとえば、一度「真なる矛盾が存在する」と表現された場合、まったく同じ条件のもとで、「真なる矛盾が存在しない」と言明することは許されない。「すべての事物は自己矛盾的である」と一度表現されたならば、「すべての事物が自己矛盾的であるわけではない」「若干の事物は自己矛盾的ではない」と主張することは許されない。ただちに、この二つの命題のうち、どちらを本当に主張したいのかと問われることだろう（第七節で示されるように、ヘーゲルは前者を主張するのである）。そしてこのさい、前者を否定しても、後者を否定しても、そこで一義性が確定されれば、それで矛盾律の要求は一応、満たされるのである。判断内容が確定した段階で、「いや、弁証法は矛盾を許容するのだから、どちらでもあるのだ」と涼しい顔でいうことは、この段階では許されない。したがって、矛盾律が問題とするのは、内容を捨象した場合の、命題として定式化された表現内容の一義性である。ということは逆にいえば、現実認識のありかたには、矛盾律は口を挟む十分な資格はないことになる。たとえば、「すべての事物は自己矛盾的である」などとヘーゲルによっていわれる場合、そもそも自己矛盾する存在などこの世に存在しない、などと独断的にいうことは許されない。事物の本性が自己矛盾的かどうかは、現実の認識問題として、別途再考されなければならない。ここに思考法則としての矛盾律の限界もある。だから私たちは、形式論理と矛盾律の認識論的限界を了解しつつ、しかもそうした思考法則に従うことになるだろう。

以上のような方向によって、弁証法的認識が矛盾律を侵すとともに侵さないという、アンチノミー問題は、正確に解かれるように思われる。

六 カントの「実在的対立」とヘーゲルの「論理的なものの三側面」

（1）カントの「実在的対立」と「論理的対立」

だが、この二つのレベル（思考法則としての矛盾律と、存在法則としての矛盾律）はしばしば一体化される。すなわち、矛盾律が現実認識のレベルに介入することになるのである。この意味で、若きカントの「負量の概念を哲学に導入する試み」（一七六三年）とい

う論文は、実に興味深い主張をするので、ここで検討したい。このなかでカントは、自己矛盾的存在としての事物を認識論的に否認し、引力と斥力、作用と反作用、 $+a$ と $-a$ など、他者同士の相互否定的現象である「実在的対立」を承認する。そこでは、そこに相殺しあうという意味での「相対的な無」が結果するが、これは、相互に破壊しあい、一義性が喪失されるという意味での「まったくの無」ではないという。ここでは、前者が「実在的対立」であり、後者は「論理的対立」（論理的矛盾）である。

「第一の対立 (Opposition)、すなわち論理的対立は、これまでただ唯一、注目されてきたものである。論理的対立とはまさに、同一物についてあることが同時に肯定され、かつ否定されることに存する。この論理的連言の結果はまったくの無（否定的で表現できない無 nihil negativum irrepraesentabile）であり、これは矛盾律の示すとおりである。」*20 カントによれば、この事態は「矛盾 Widerspruch」といわれるべきものであり、彼は、さきに述べた矛盾律の思考法則上の機能を十分に理解しているといっていいただろう。そして「第二の対立」とされるものこそ、上記の「実在的対立」であった。この概念の導入の画期的意義はいま述べられないが、なぜカントはこちらをあえて「矛盾」とはいわなかったのか、それが問題である。ともかく、カントの認識では、（自己）矛盾的存在は、それがただちに矛盾律を侵すという理由で、ありえないのである。その点に関しては、さきの負量論文の前年に書かれた「神の存在証明の唯一可能な証明根拠」（一七六二年）に明言される。

「自己自身のなかで矛盾しているすべてのもの (alles, was in sich selbst widersprechend ist) は、内部的に不可能である。これはたとえ真なる定義といえないまでも、真なる命題である。この矛盾のもとでは、しかし、あるものが他のものと論理的抗争 (der logische Widerstreit) の関係に立たねばならない。すなわち、同じものについて同時に肯定し、かつ否定しなければならない、ということが明らかである。」*21 ここで「論理的抗争」といわれるものは、明らかに矛盾律が否定する「論理的矛盾」のことである。こうして、カントは、自己矛盾的な存在を認めるということは、ただちに矛盾律を侵すことになると考えたのである。だから、ここで自己矛盾的存在が現実にはありえないとするカントの存在論ないし世界観が正しいか否かが別途問われるべきであり、カントの言い分が正しいかどうかはいまだ不明なのである*22。

こうして、思考法則としての矛盾律は、現実内容に介入せず、それを捨象した場合に成り立つのである。これこそ、矛盾律への批判的・限定的把握である。

ところで、カントの「実在的対立」に少々立ち入って考察したのには、さらなる理由がある。それは、唯物論的弁証法の立場から、ヘーゲル論理学研究者でもあった松村一人氏が、カントの「実在的対立」にはいくらかの欠点があるものの、それは自分の構想する弁証法的矛盾に酷似するとして、「実在的対立」の概念を高く評価したからである。そしてそうした氏の考えを、マルクス主義経済学とヘーゲル論理学の二つの領域に詳しい見田石介氏が非難したが、この論争がおおいに物議を醸したからである*23。

(2) ヘーゲルの「論理的なものの三側面」の展開

ところで、以上で示唆されているが、形式論理学には、現実反映的な根拠もある。形式論理学とそこで扱われる矛盾律などを、単に思考規則とのみとらえることでは、それを十分に基礎づけられないと考える。それはすでに、ヘーゲルが指摘している。すなわち形式論理学は、認識論的には（現実反映的には）、ヘーゲルがいうところの「悟性的思考」であり、「あれかこれか」の思考法である。「悟性（Verstand）としての思考は、固定した規定と、その規定の他の規定にたいする区別のもとにとどまる。」（Enzy, § 80. 『小論理学』下、岩波文庫、240 頁）こうして、この悟性的思考は、あらゆるものを要素に区分し、それを外的に合体して事物の全体をとらえたと考える。そこではせいぜい、事物の外的相互作用の認識に到達するのみである。さらには、諸事物のなかに見られる同一性を抽象して、そのようにして事物を認識しようとする。ここで、ヘーゲル『小論理学』の「予備概念」における「論理的なものの三側面」（Enzy, § 79-83. 前掲『小論理学』上、239-255 頁）を検討することが役に立つだろう。私はこの検討のなかで、形式論理のもつ思考法則の側面と現実反映の側面の二つを総合的に示し、いかにして十全な弁証法的認識に到達するかを考えたい（「論理的な三側面」の全体的考察については、[島崎 1993a] を参照）。

抽象的悟性の段階	否定的理性の段階	肯定的理性の段階
----------	----------	----------

形式論理学 論理的矛盾 論理の成立	カントの弁証論 アンチノミー・ パラドクス 論理の不成立	弁証法的論理学 弁証法的矛盾 論理の再成立
-----------------------------	---------------------------------------	---------------------------------

詳細な論証は省くが、「論理的なものの三側面」の内容を私なりの問題意識で総括すると、以上のような図式となる。「あれかこれか」と区別立てをする悟性的認識は、第一の「抽象的・悟性の段階」において成立する認識である。そしてこの段階では、もちろん思考法則の面からいって、矛盾律が守られており、論理の統一性が確立されている。だが、ここでの認識が絶対視されることはできない。有限な思考である悟性が絶対化されてしまうと、次の「否定的理性の段階」の積極的意義を承認できない。アンチノミー、パラドクスに逢着すると、絶対的化された悟性的思考と形式論理は、ひたすら無矛盾的に認識成果を再定式化することに努めるのみである。悟性は、そこに高次元の豊かな認識の萌芽があるとはけっして思えないのである。こうして、第二の「否定的理性の段階」はまさに、アンチノミーやパラドクスの状態そのものであり、論理は引き裂かれており、不成立のままである。そこでは、前節で述べた、論理の空虚な悪循環、空転が見られる。周知のように、カントの弁証法論はこの段階にまで上り詰めたのであり、またヘーゲルも指摘するように、客観的な真理の存在を疑う「懐疑論」（Enzy, § 81. 前掲『小論理学』上、245 頁）もここに定位するといえよう。そして最後の「肯定的理性の段階」にこそ、弁証法的な認識が成立するのであり、そこでは論理は再確立され、矛盾律も高次のレベルで守られる。だが私見では、ヘーゲルにおいても、この第二段階から第三段階への移行の論理的解析は意外と不分明だと思われる。たとえば、ヘーゲルが存在論（有論）において、「悪無限」から「真無限」へ転換するときに、そこでいかなる論理的な新段階が見られるのかなどは、私にはかならずしも明確ではないという印象を受ける。そして、管見のかぎり、以上のように、悟性的認識の意義をヘーゲルは明瞭に認めてはいるが、「弁証法的認識といえども、思考法則としての矛盾律をあるレベルで守らなければならない」などとは、どこでもいっていないようである。だからこの意味で、ヘーゲルは論理の首尾一貫性を守っているのかという嫌疑をかけられてしまうのである。

以上のように、思考法則と現実反映の法則（端的にいうと存在法則）としての形式論理

や矛盾律の意味とを二つともに総合してとらえることが可能と考えられる。さらに矛盾律などの存在論的根拠を深く探ることが、矛盾律などにたいする第二の批判的基礎づけとなるが、それは、弁証法的矛盾などについての議論の深まりのなかで、はじめて可能となるだろう。次節では、その問題を扱いたい。

七 現実の本質としての自己矛盾的性格

(1) 「矛盾の産出」と「矛盾の解消」の統一

第一に確認されるべきは、ヘーゲルによれば、弁証法の論理的本性はエンゲルハルト氏が述べたように、「自己矛盾」であり、概念と事物の本性は自己との対立・矛盾を基礎としており、他者同士の対立・衝突・抗争は派生的な矛盾であるということである。この意味で、弁証法的矛盾を的確に把握するさいに排除されるべき二つの偏向があるといえよう。第一はさきに述べた矛盾の悟性的解釈（カント的な「実在的対立」とみなす）であり、第二は、矛盾の非合理的承認の立場である*24。ヘーゲルは、あくまで矛盾を内部にはらんだ事物や概念を、まさにその矛盾ゆえに運動せざるをえないとみなし、その運動の相において事物などを把握したときに、その事物の本質を把握したと考えていることは明らかである。この意味で、ヘーゲルは矛盾律を批判して、「すべてのものは自己自身において矛盾的である」(WdL2, 74. 中、77頁)、「一般に世界を動かすものは矛盾である。矛盾というものが考えられないというのは、笑うべきことである」(Enzy, § 119, Zu. 2. 前掲『小論理学』、下、33頁)、「矛盾はすべての運動と生命性の根本である。あるものは自己自のなかに矛盾をもつかぎりでのみ、運動し、衝動と活動性をもつ」(WdL2, 75. 中、78頁)などと主張したのであった。ヘーゲルでは、矛盾は基本的に、ある事物の内部矛盾、自己矛盾である（見田氏は、マルクスも同様の弁証法的矛盾観をもっていることを示したわけである）。

こうした矛盾的事態は、低次の事物のみではなくて、理念のもつ自由のなかにおいてさえ承認されている。「概念は理念のなかで自由を獲得したのであるが、この自由のために理念はまた、そのなかにもっとも激しい対立を含んでいる。理念は対立を永遠に産出し (erzeugen)、かつ永遠に克服し (überwinden)、そしてその対立のなかで自己自身に合致するという、その道程の安定性と確実性のなかに、理念の静止がある。」(WdL2, 468. 下、264 頁)

絶対的理念に内包される「もっとも激しい対立」を、広く「矛盾」と置き換えてもいいだろう。理念はみずから矛盾・対立をたえず産出しつつ、解消しているというのである。これはもちろん、理念の自己内の矛盾である。ただし有限な事物と異なり、絶対的理念は、その内部の矛盾によって全体的に滅びることはないので、永遠なのである。そして、この矛盾の「産出」と「克服」が事物の内部でスムーズにつながっておこなわれると、表面上、静止状態に見えるだろう、というのである。

さて私は、本稿の第三節におけるエンゲルハルト氏への質問事項の(2)において、ヘーゲルの矛盾論を引用した。いまやその文章をきちんと引用しよう。その前に、ヘーゲルは『大論理学』でおおむね以下のように述べる。…ある事物に矛盾が内在する場合、それは何らその事物の欠陥ではなくて、むしろあらゆる事物は対立物の統一なのである。さて、矛盾を内包している事物は「対立」状態から「矛盾」状態（対立の顕在化・激化した状態）へ移行するが、そこで事物はまったくの無（消滅）に帰するのではなくて、否定的統一へ帰るのである。そして次のように指摘される。この文章を味読すべきであろう。

「事物、主体、概念はいまやまさに、この否定的統一それ自身である。つまりそれは、自己自身において矛盾的なもの（ein an sich selbst Widersprechendes）であるが、しかし同様に解消された矛盾（der aufgelöste Widerspruch）でもある。そしてそれは、みずからの諸規定を含み、担うところの根拠なのである。」（WdL2, S. 79. 中、82頁）

こうして存在する事物は、それが安定的に存在しているかぎり、矛盾、分裂を含みながらも、同時にそれを否定し解消しつつ統一性・主体性を保持している。これが事物のもつ「否定的統一」の性格である。ここでは、「矛盾の産出」と「矛盾の解消」が同時にいわれていると見られる。これは、さきに「絶対的理念」において、対立・矛盾の「産出」と「克服」が同時に存在するといわれたことと同様の事態であろう。つまり事物がそこに確固として存在している場合、そこに何らかの矛盾の「産出」と「解消」「克服」の両側面が存在しているといえよう。こうして、そこで産出された矛盾的事態は、同時に、相対的に解消されているので、その事物が安定して存立しているのである。事物が矛盾の「産出」と「解消」を両立させる力能を保持するかぎり、「みずからの諸規定を含み、担うところの根拠」になっているのである。まさにこうして、ヘーゲルでは、事物が「矛盾をみずからのなかに含み、しかも矛盾をみずからのうちに捉え、保持するこうした力であるかぎりでのみ、生命性をもつ」（WdL2, 76. 中、79頁）といわれる。事物は主体的に矛盾を内部に不断に産出するが、だがその矛盾によってただちに崩壊していくのではなくて、同時に

その矛盾を不断に解消する力能を保持するかぎり、生き生きと存立するのである。つまり当該事物は、矛盾を相対的に解消している。ここでの「矛盾の解消」の側面に、つまり事物が矛盾を解消して、統一性を保持することのなかに、矛盾を否定する矛盾律の存在根拠が見られるといえないだろうか。そして、その矛盾を解消できる力能をもてなくなれば、逆に事物はその矛盾によって捉えられ、滅亡していくのである（新しく成立した事物において、矛盾は根本的に解決されているといえよう）。

したがって、事物において、対立・矛盾は内部に存在するが、それをたえず解消する力も他方で働き、事物が安定的に存立しているかぎり、後者、「矛盾の解消」が優越的契機となっているといえよう。前者、「矛盾の産出」が徐々に優越的になれば、そのなかで、事物はその分裂状態を解消できず、それを顕在化して滅亡へ向かうのである。

（２）「愛」という事例に即して

悟性的認識は、こうした矛盾をはらんだ事物をどう見るだろうか。『法哲学』では「愛」という事例を出して説明される。「それゆえ愛は、悟性の解きえないとてつもない矛盾である。なぜならば、自己意識のこうした点的性格は、否定されるものでありながら、それでも、やはり私が肯定的なものとしてもたざるをえないものであり、これほど解きがたいものはないからである。愛は矛盾の産出（Hervorbringen）であると同時に矛盾の解消（Auflösung）である。そして矛盾の解消として、愛は人倫的合一である。」*25

以上のように、愛とは、総じて私と他者が一体化している意識のことである。ここでは、矛盾律は侵されているように見える。または矛盾律的思考は超えられている。たしかに、形式論理的悟性は、そのように思わざるをえないのである。ここに、「弁証法的思考が矛盾律を侵す」という側面の積極的内容が生かされている。ヘーゲルはここで「愛の第一契機」（私が単に点的・独立的人格であることを欲しない）と「愛の第二契機」（私が他者において私の存在を回復している）が見られるという。愛とは、他者に身を捧げながらも自分の存在をそこで回復するという矛盾であるが、同時にこの矛盾を解消し、その事態を成立させている。こうした矛盾を実現できなくなったときに、二人の間の愛は不可能となる。そこではうえの「愛の第一契機」と「愛の第二契機」の統一も解消される。

明らかなように、ここでもまた、「矛盾の産出であると同時に矛盾の解消である」という弁証法的論理が指摘される。こうして愛という現象も自己矛盾をはらんだ、ダイナミックなものなのであり、ある意味、こうした説明は説得的ではないだろうか。だが、いまま

でも明らかなように、形式論理的悟性は、事物のこうした（自己）矛盾をはらんだ性格をけっして認識することはできない。だからヘーゲルによれば、愛とは、「悟性の解きえないとてつもない矛盾」なのである。なぜなら、矛盾律的認識を絶対化する悟性は、こうした矛盾をはらんだ愛という現象を認められないからであり、それを何か神秘的・非合理的なものとして、論理と認識の彼方に追いやってしまうかもしれないからである。または、もし悟性がこうした現象を深刻に受け取ったとすれば、それは「論理的なものの三側面」でいえば、「否定的理性」の段階へとおのずと転化するに至る。悟性的思考そのものがそこで挫折せざるをえない*26。

だが通例、形式論理的悟性も、あまり深く考えることなく、愛という現象を承認するだろう。それでもそれが、矛盾律を絶対化するかぎりにおいて、矛盾をはらんでいるということは承認しない。ということは、悟性は、愛が「矛盾の産出」と「矛盾の解消」の二側面の統一であるということのなかで、「矛盾の解消」の側面のみに注目することになるだろう。つまり愛が存在するかぎりにおいて、それは無矛盾的なものとして承認される。したがって、悟性は、「矛盾の産出」ないし実現という側面を捨象するかぎり、安定的に機能する。悟性の固執する区別立ても、実はそこに存在する、区別を産出する矛盾的構造を捨象するかぎりでは主張できることがらである。また、悟性が何か共通する普遍性を取り出そうとするかぎり、そこで個別的な諸事物が矛盾をはらんでそうした普遍性を共同で産出しているという側面は、悟性によって捨象される。悟性には、結果として成立した形式的・抽象的普遍性しか見えず、ヘーゲルいうところの、ダイナミックな「具体的普遍」はとらえられない。

紙幅の関係で、単に「愛」という事例のみにそって展開したが、以上のようにして、形式論理的悟性の存在論的ないし認識論的限界が確定できたものと思われる。事物に内在する矛盾を重視する弁証法的認識のみが、この限界の認識を可能とするものであった。こうして、悟性は、事物のなかの矛盾を解消する側面、無矛盾の側面に存在論的な根拠をもっている。この側面に、悟性や形式論理、したがって矛盾律も妥当するのである。したがって、矛盾律も、現実反映的には、事物が何らかの意味で、無矛盾に保持する抽象的な統一性に成立根拠をもつといえよう。それは、事物が相対的に安定しようがしまいが、とにかく事物が（運動をはらんでであれ）成立しているという事態を反映するとみなせる。従来、唯物論的弁証法の立場からは、形式論理学や矛盾律の存立根拠が「事物の相対的安定」に求められてきたが、この見解はやはり不十分といえるだろう。この点で、私は牧野氏の指

摘に賛成したい*27。

さて、以上のように考察されたとすれば、エンゲルハルト氏の報告の第三節で示された三つの解釈はどう評価されるだろうか。この点について簡単にコメントすることで、本稿を閉じたい。

第一の、「真なる矛盾」が存在するという解釈は、それが「自己矛盾」を意味するかぎり、それは正しい。だが、存在する事物が存立しているかぎり、事物は内部の矛盾を相対的に解消しているのであるから、そこで矛盾律は守られているといえよう。むしろ弁証法的認識は、矛盾律の妥当領域を批判的に確定したのである*28。

第二の解釈では、「論理的なものの三側面」でいえば、肯定的理性の段階で、アンチノミー、パラドクスの過渡的段階を経過して、たしかに矛盾が克服されている点が指摘される。この点は正しいが、その段階でも、事物に矛盾が保持されている側面が存在することを見ていない。存立する事物においてまったくの無矛盾状態が想定されているのであれば、事物の滅亡は外的に発生した困難によるという外因論となってしまう、弁証法の本義に反するだろう。

第三の解釈では、悟性的段階から肯定的理性の成立の段階までの、矛盾をはらんだダイナミズムを指摘するかぎりでは正しいが、矛盾が見かけ上のものであって、肯定的理性で最終的に把握された事物にはもはや矛盾が存在しないと考える点で、第二の解釈と異ならない。事物では、やはり矛盾は見かけ上のものというわけではなくて、そこにたしかに内包されているのであり、その対立・矛盾が存在するからこそ、さらにまたその矛盾を解消しようとするからこそ、事物はダイナミックに運動せざるをえないのである。

弁証法は、一般に「矛盾の論理」ではなくて、「矛盾解決の論理」であるという見解もあるが、たしかにヘーゲルは、「矛盾は最後のものではなく、自分自身によってみずからを止揚するのである」(Enzy, § 119, Zu. 2. 前掲『小論理学』、下、33頁)と述べた。この内実は、『大論理学』本質論の反省諸規定論で明示的に展開された。だが、反省規定の最終段階の「根拠」規定においても、新しい矛盾は内包されているのである。いかなるときでも、事物がまったく無矛盾状態になることはありえない。対立・矛盾こそ事物の魂であり、その存立根拠といえよう。だから、あえていえば、弁証法は、「矛盾の論理」(矛盾の産出に対応)であるとともに「矛盾解決の論理」(矛盾の解消に対応)でもある。

* ヘーゲルの引用は、Suhrkamp版に依拠し、『大論理学』は、WdL1 (Bd. 5) , WdL2 (Bd. 6) と本文中に表記する。翻訳として、武市健人訳『大論理学』中巻、岩波書店、の頁数を付加する。Bd. 8の『小論理学』は Enzy. と表記し、§ 番号などを示す。翻訳として、松村一人訳『小論理学』岩波文庫、の頁数を付加する。

*1 以下において、本稿のテーマに関係する私の著作を列挙し、引用のさいに、頁数とともに以下のように略記したい。

[島崎 1980] 「形式論理学の『悟性』的性格 数学的論理学を中心として」、一橋大学一橋学会編集『一橋論叢』8月号

[島崎 1982] 「矛盾概念の基本構造」、岩崎允胤編『ヘーゲルの思想と現代』汐文社

[島崎 1985] 「弁証法と形式論理学 数学的論理学の本質と限界を中心に」、同上『一橋論叢』2月号

[島崎 1989a] 「分析哲学と弁証法との狭間にある社会主義論理学」、一橋大学研究年報『社会学研究』第27号

[島崎 1989b] 「ゼレニー哲学の位置づけ」、J・ゼレニー『弁証法の現代的位相』(島崎・早坂啓造監訳) 梓出版社

[島崎 1993a] 『ヘーゲル弁証法と近代認識』未来社

[島崎 1993b] 「カントにおける『実在的対立』の思想 ヘーゲルの矛盾との相違はどこにあるのか」(補章)、前掲書。

[島崎 1993c] 「P・ローレンツェンの『対話論理学』」(VI)、『増補新版 対話の哲学』こうち書房

[島崎 1997] 「資本制生産の『基本矛盾』とは何か?」(付論三)、『ポスト・マルクス主義の思想と方法』こうち書房

[島崎 2004] 「ヘラクレイトスの『リヴァー・パラドクス』」(補章)、『現代を読むための哲学』創風社

*2 中畑邦夫「エンゲルハルト氏の講演の邦訳と紹介」、『ヘーゲル論理学研究』第15、2009年。加藤尚武「エンゲルハルト論文の吟味」、前掲雑誌。

*3 その一例として、私は[島崎 1993c, 215ff.]で、パウル・ローレンツェンの「対論理学 dialogische Logik」について議論した。ただし、そうした論理学が客観的に成立することと、その論理学を支える論理的思考が排中律を侵すかということ、それは別問題であると考える。

*4 たとえば、論文集『形式論理学と弁証法』(古田光・相原文夫訳) 三一書房、1955年、が初発的な

ものである。

*5 中畑、前掲論文、60頁。

*6 中畑「研究紹介・ブリスト『思考の限界を越えて』」、前掲雑誌、149-152 頁。

*7 この点で、G・I・ルザービン『数学論』（山崎三郎・柴岡泰光訳）岩波書店、1980年、135 頁以下、150 頁以下、308 頁以下、参照。

*8 前掲『ヘーゲル論理学研究』、63頁。

*9 同上。

*10 この問題に関しては、17世紀に成立した伝統的（形式）論理学、弁証法的論理学、数学的論理学の三者の論理学の位置づけを、論理学とその歴史全体のなかでおこなった、[島崎 1980]、[島崎 1985] を参照のこと。

*11 私自身は、[島崎 1989a, 166ff.] で、たとえば、ペーター・ルーベンが弁証法的矛盾と形式論理学の論理的矛盾を、従来の数学的論理学の成果を発展させて、それぞれ緻密に記号化・定式化した事例を検討した。詳論できないが、ルーベンがそこで、両矛盾を明快に区別して定式化し、弁証法的矛盾が論理的矛盾を排除していること（前者が後者とは区別されること）を示した点には注目したい。だがそこで試みられたことは、その難解で長い記号化の成果のわりには、ごく一部の問題に限定され、弁証法的矛盾の本質の全体を描くというようなことはおこなわれていない。

*12 たとえば、2009年12月19日におけるヘーゲル学会（一橋大学にて開催）での谷口義治報告「量の基礎付けについて」は、ヘーゲルの量論・数論に流れる弁証法的性格を興味深いかたちで把握している。

*13 前掲誌、66頁、70頁参照。

*14 Kant, Kritik der reinen Vernunft, PhB, S.5(A VIII). 高峯一愚訳「純粋理性批判」、『世界の大思想10』河出書房、1965年所収、17頁。

*15 実はヘーゲル弁証法を批判的に継承したマルクス主義的唯物論においても、同様な問題が発生している。この点については、第六節を参照。

*16 ルカシェヴィッチ「命題論理学の歴史について」、石本新編『論理思想の革命』東海大学出版会、1972年、190 頁以下。

*17 ポンパー「弁証法とは何か」、藤本隆志・他訳『憶測と反駁』法政大学出版局、1980年、586 頁以下。

*18 アリストテレス『形而上学』（出隆訳）上、岩波文庫、122 頁(1005b) を参照。

*19 ローベルト・ハイス『弁証法の本質と諸形態』（加藤尚武訳）、未来社、1970年、1 87 頁参照。

*20 Kant, Gesammelte Schriften, hrg. von Königlich Preussischen Akademie der Wiss

enschaften, Bd. 2, S. 171. 山下正男訳「負量の概念を哲学に導入する試み」、『カント全集』第二巻、理想社、229 頁。

*21 Kant, Der einzig mögliche Beweisgrund zu einer Demonstration des Daseins Gottes, in: Op. cit., S. 77. 山下訳「神の存在証明の唯一可能な証明根拠」、『カント全集』第二巻、理想社、124 頁。

*22 カントの「実在的対立」などの概念の意義と限界に関しては、[島崎 1993b] を参照。

*23 この点は[島崎、1993b, 369][島崎、1997] で扱われたが、割愛したい。ただ次のことを付加したい。見田氏は、ヘーゲル、さらにとくにマルクスの『資本論』の商品論の交換過程の矛盾、さらに、広く資本主義の根本矛盾を取り上げて、そこで考えられる「現実の矛盾はその本性においては論理的矛盾であり、無矛盾律を基礎とする形式論理学によつては、つかめないのだと思う」と述べた。つまり見田氏は、少なくとも、弁証法的矛盾が自己矛盾的性格をもつことを強調したのであるが、結果として、不十分な展開にとどまってしまったと思われる。見田石介「論理的矛盾と現実の矛盾」、弁証法研究会編『現代と唯物論』第1 号、1973年、2 頁。さらに私は、[島崎、1997, 290ff.] で、資本主義の自己矛盾的现象を解明しようとした。

*24 とくに第二の立場は、弁証法的矛盾が矛盾律を侵すままに放置されるというものである。この第二の立場は、弁証法的矛盾が矛盾律を一方的に侵すということを主張するだろう。G・S・バチンチェフは『矛盾と弁証法』（武井勇四郎訳）合同出版、1969年、32頁以下、51頁以下で、この両者をそれぞれ、「弁証論的区別立て主義」と「(ロマン主義的) アンチノミー主義」と名づけて正当に批判する。

*25 Hegel, Philosophie des Rechts, in. Bd. 7, Suhrkamp, § 158, Zu. S. 308. 藤野渉・赤沢正敏訳『法の哲学』II、中公クラシックス、2001年、34頁以下。

*26 「矛盾の相対的解決」「矛盾の段階的解決」「矛盾の根本的解決」など、弁証法的矛盾論のさらなる展開については、[島崎 1982, 220ff.] に詳しい。

*27 牧野広義『弁証法的矛盾の論理構造』文理閣、1992年、192 頁以下参照。なお同書は、現代レベルでの豊富な論争を踏まえて展開された、唯一のまとまった著作ではないかと思われる。

*28 第一の解釈で示されたデュージングの見解がどこで見られるかは不明であるが、下記著作では、たしかに彼は、弁証法的矛盾について言及している。だが、当該の主張はそ

こでは見られないようである。Klaus Dising, Das Problem der Subjektivität in Hegels Logik, in: Hegel-Studien, Beiheft 15, 1976, S. 339ff.